第11章 その他

1. 土砂等の埋立て

千葉県は首都圏に位置し、比較的平坦な丘陵地が多いという特性や道路網の整備を背景に、県外から多くの残土が搬入され、産業廃棄物の不法投棄による土壌汚染や、無秩序な埋立てによる土砂の崩壊等の問題が起こってきました。これらを防止するため、本市では1988(昭和63)年に「成田市土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為の規制に関する条例(成田市残土条例)」を制定し、その後、1997(平成9)年に、3,000㎡以上の埋立てについては知事の許可を要する「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(千葉県残土条例)」が制定され、千葉県と協力体制のもと、埋立て事業者に対する監督・指導に努めてまいりました。しかしながら、その後もずさんな施工管理による法面崩壊や、悪質な事業者による無許可埋立てなどが行われ、多くの市民から更なる規制強化の要望がなされてきました。このような中にあって、2003(平成15)年3月、「市町村条例優先適用」の規定が盛り込まれた千葉県残土条例の一部改正が行われたのを機に、本市の残土条例の全面改正を行い、2004(平成16)年6月、新たに「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」が施行されました。

この条例の施行により 500 ㎡以上の埋立て事業は市条例が適用され、事業形態により「事業の許可」、「土質の許可」、「土質に関する届出」の手続きが必要となりました。また安易な土地の提供を防止するため、これまでどちらかというと被害者的な立場であった土地所有者に対しても、共同事業者として事業者と同等の責務を負うことを明確化するとともに、事業の許可にあたっては、生活環境の保全、地域の安全の確保の観点から、事業者等に対し地域住民との十分な合意形成を義務付けています。

表 9-11-1	十砂等の埋立ての許可状況
7	1 479 == 0 JJE 1/ (0 JET PLAN 1T.

年 度	許可及び	事業の許可	土質の許可	土質に関する届出
中 及	届出件数	【第7条】	【第8条第1項】	【第8条第2項】
2014 (H26)	7	4	2	1
2015 (H27)	11(2)	2	5(2)	4
2016 (H28)	7(2)	5(2)	1	1
2017 (H29)	7(1)	4(1)	1	2
2018 (H30)	8(1)	4(1)	3	1
2019 (R1)	8(1)	4(1)	1	3
2020 (R2)	9(2)	3(1)	1	5(1)
2021 (R3)	6(1)	2(1)	2	2
2022 (R4)	5(0)	0	1	4
2023 (R5)	7(0)	2(0)	3	2

※ 表中の()は、左の数のうち変更許可の数

2. 空き地の適正管理

本市では、1988(昭和 63)年 3 月に「成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例」を制定し、空き地の所有者や管理者に対して、当該地に雑草等が繁茂したままにならないよう適正に管理する義務を定め、自主的に雑草を刈り取ることなどをお願いしています。なお、雑草を刈り取る必要がある土地の所有者に対しては、期限を定めて刈り取りをするよう口頭・文書にて指導しています。また、草刈り機の貸出しと草刈り業者の紹介を行っています。

表 2-11-2 成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例に伴う苦情件数 (単位:件)

1 1		<i>Р</i> Х Ш 113 _	L C - L (- NV 2 VI	r— (1 . >	121/7/10	1/1/0/	インルイン		111 22	\ 1	1 <u></u> • 11/
地	区	年 度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
_1>		苦情	32	27	29	27	17	23	18	20	22	19
成	田	処理	29	24	25	23	16	18	16	20	20	19
//	/	苦情	28	20	19	16	20	23	19	19	19	12
公	津	処理	27	20	19	15	17	21	18	18	17	11
八	生	苦情	1	2	1	1	0	4	1	4	4	2
/	土.	処理	1	2	1	1	0	4	1	4	4	2
中	郷	苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十	71/1)	処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久	住	苦情	16	12	11	7	8	7	5	4	8	8
久	11.	処理	16	11	11	6	7	4	5	4	7	7
豊	住	苦情	4	1	4	2	1	1	0	3	1	1
₩.	江	処理	4	0	3	2	1	1	0	1	1	1
遠	山	苦情	26	18	14	12	13	22	13	13	13	16
	щ	処理	25	17	13	8	11	21	12	12	12	16
= -	タウン	苦情	20	16	15	14	7	10	4	6	6	7
		処理	20	16	15	13	7	9	4	6	6	7
下	総	苦情	12	21	16	17	12	20	3	9	5	3
'	יבוען/	処理	10	20	14	16	9	16	3	6	5	1
大	栄	苦情	19	28	20	16	31	17	29	16	18	15
	/\	処理	18	26	19	15	29	15	23	15	11	10
合	計	苦情	158	145	129	112	109	127	92	94	96	83
Ц	日1	処理	150	136	120	99	97	109	82	86	83	74

3. 放置自動車対策

車社会の進展に伴い、路肩や空き地等への自動車の放置は全国的な社会問題となりましたが、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の施行により、その数は減少傾向にあります。しかしながら、ひとたび放置自動車が発生すると、地域の美観や市民の生活環境を損なうばかりでなく、放火やごみの不法投棄などの二次的犯罪を誘発するなど市民生活に悪影響を及ぼします。

本市では、2000 (平成 12) 年 3 月に「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定し、同年 7 月から施行して放置自動車の所有者等に撤去の指導を行っています。

所有者が判明しない放置自動車については、「成田市放置自動車廃物判定委員会」において廃物との認定を得て、市で処分を行っています。

表 2-11-3 放置自動車の処理状況

(単位:台)

年度	総数	処理台数	処理台数内訳						
平 及	松奴	处理百数	所有者で移動	警察で移動	市で移動・処分				
2014 (H26)	5	5	5	0	0				
2015 (H27)	2	0	0	0	0				
2016 (H28)	3	4	2	2	0				
2017 (H29)	3	2	1	1	0				
2018 (H30)	2	4	2	0	2				
2019 (R1)	1	1	0	0	1				
2020 (R2)	0	0	0	0	0				
2021 (R3)	2	2	2	0	0				
2022 (R4)	0	0	0	0	0				
2023 (R5)	0	0	0	0	0				

※2015 (平成 27) 年度において発生した 2 件については 2016 (平成 28) 年度で処理済み ※2016 (平成 28) ・2017 (平成 29) 年度において発生した内未処理の 2 件については 2018 (平成 30) 年度で処理済み

4. 苦情

典型7公害の中では、大気汚染の苦情が最も高い比率を示していますが、全体的には廃棄物の 不法投棄や草刈り(空き地の雑草等)など7公害以外の苦情が多数を占めており、この傾向は今 後も続くと考えられます。

表 2-11-4 公害苦情の受付件数

(単位:件/()内の値は%)

年度	件数			Ì	典型 7 公害	Ž			左以外
十及	十数	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪臭	の苦情
2014	318	38	4		19	1		14	242
(H26)	310	(11.9)	(1.3)		(6.0)	(0.3)		(4.4)	(76.1)
2015	292	38	8	_	21	6	_	15	204
(H27)	232	(13.0)	(2.7)		(7.2)	(2.1)		(5.1)	(69.9)
2016	310	61	6	_	26	2	_	14	201
(H28)	310	(19.7)	(1.9)		(8.4)	(0.6)		(4.5)	(64.8)
2017	244	41	5		23	2	_	9	164
(H29)	244	(16.8)	(2.0)		(9.4)	(0.8)		(3.7)	(67.2)
2018	302	45	6		24	1	_	12	214
(H30)	302	(14.9)	(2.0)		(7.9)	(0.3)		(4.0)	(70.9)
2019	349	46	2	_	27	_	_	17	257
(R1)	343	(13.2)	(0.6)		(7.7)			(4.9)	(73.6)
2020	499	91	10	_	30	4	_	15	349
(R2)	499	(18. 2)	(2.0)		(6.0)	(0.8)		(3.0)	(70.0)
2021	393	43	4		25			17	304
(R3)	393	(10.5)	(0.9)	_	(6.3)	_	_	(4.2)	(78.1)
2022	420	53			35	4		15	332
(R4)	439	(12. 1)	_	_	(8.0)	(0.9)	_	(3.4)	(75.6)
2023	262	33	3		27	3		6	291
(R5)	363	(9.1)	(0.8)		(7.4)	(0.8)		(1.7)	(80. 2)

※当該年度に新たに受付した件数(前年度より継続している案件は含まない。)

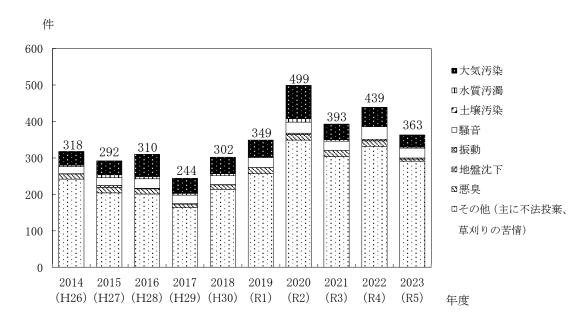


図 2-11-1 公害苦情の受付件数の推移

5. 放射線量の測定

(1) 概要

2011 (平成23) 年3月11日に発生した東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、放射性物質が飛散しました。この福島第一原子力発電所から飛散した放射性物質は、風雨等によって関東近郊にも拡散したものと考えられています。

本市においては、同年8月から継続して市内の空間放射線測定を実施しています。

また、2011 (平成 23) 年 12 月から市民や自治会等の団体等に放射線量簡易測定器の貸出しも行っています。

(2) 放射線量の測定について

2011 (平成 23) 年 8 月から市内 5 か所 (市役所本庁舎、大栄支所、下総支所、大清水測定局、幡谷測定局) で開始しており、開始当初は毎時 0.14 μ Sv から毎時 0.19 μ Sv となっておりましたが、半年後の 2012 (平成 24) 年 2 月には毎時 0.09 μ Sv から毎時 0.14 μ Sv まで下がっております。

その後も徐々に下がっていき、2024(令和 6)年 3 月現在では、毎時 0.04 μ Sv から毎時 0.09 μ Sv となっております。

(甾位· "Sy/h)

(畄位・佐)

表 2-11-5 空間放射線量の年平均値の推移

表 2-11-5 全間										μ SV/II)
年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)
市役所本庁舎	0.08	0.08	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05
大清水測定局	0.08	0.08	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05
幡谷測定局	0.08	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05
下総支所	0. 1	0.1	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08
大栄支所	0.07	0.07	0.06	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

(3) 放射線量簡易測定器の貸出しについて

2011 (平成23)年12月より市民や自治会等の団体に放射線量簡易測定器の貸出しを行っています。

表 2-11-6 放射線量簡易測定器の貸出し件数の推移

衣2 11 0 放射隊重削勿例に確め負出し什致の治的											4 · IT/
年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	計
平 及	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	日日
市役所本庁舎	28	6	25	4	10	2	3	0	1	2	288
下総支所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
大栄支所	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	21
計	30	7	25	4	11	2	3	0	1	2	322